

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を

改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条から第二十四条までを次のように改める。

第二十二条から第二十四条まで 削除

第三十二条の次に次の二条を加える。

（指定共同生活援助の事業に関する従業者）

第三十二条の二 条例第百八十一条第一項第二号の規則で定める数は、次に掲げる数の合計数とする。

- 一 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数
- 二 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数
- 三 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数
- 四 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数

2 条例附則第十条第一項及び第二項の規定の適用を受ける者に関する前項の規定の適用については、同項第二号から第四号までの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数に二分の一を乗じて得た数」とする。

（指定共同生活援助の事業に関する社会生活上の便宜の供与等）

第三十二条の三 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動等の社会生活上の支援を行うように努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得てこれらの者に代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第三十三条中「、第十六条及び第二十三条」を「及び第十六条」に改め、「、第二十三条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に関する準用）

第三十三条の二 第五条、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条及び第三十二条の三の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第百八十六条の十二において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の二において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第百八十六条の十二において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第百八十六条の十二」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

附則第二項中「第二条第四号」を「第一条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に改める。

附則第三項中「第二条第四号」を「第一条第五号」に、「同条第五号」を「同条第六号」に、「同条第六号」を「同条第七号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。